

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取県共同募金会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年9月13日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 役員の選任について、候補者が欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。
- ・ 理事及び評議員の構成について検討を行うこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切に会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員について、評議員会を全て欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>欠席する評議員が出ないよう、早期に日程調整を行う。</p>
2	<p>評議員会の議事録について、議長及び議事録署名人2名が署名又は記名押印するところ、記名はあったが押印されてなく、また、議事録署名人を1名しか選出していないものもあった。加えて、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すべきところ、記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会の議事録について、議長のほか、出席した評議員から選出した議事録署名人2名が署名又は記名押印すること。また、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の11)(規則第2条の15) (定款第15条第1項及び第2項)</p>	<p>議長のほか出席した評議員から議事録署名人2名を選出し記名押印するとともに、議事録を作成した者の氏名を記載する。</p>
3	<p>理事について、理事会を全て又は2回続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件については前回も文書指摘しており、その際、貴法人は「欠席する理事が出ないよう早期に日程調整を行う」と回答しているが改善されていないため、必ず改善すること。</p>	<p>連続して欠席していた理事に代えて、新たに日程調整がより容易な者を選任するとともに、日程調整が容易となるよう、理事会の開催予定日を前年度中に設定し出席を依頼した。</p>

	(審査基準第3の1(3))	
4	<p>役員の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又各役員と特殊の関係にないか及び選任の要件に該当するかについて、確認を行っていない者があった。</p> <p>ついては、役員の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>役員の選任に当たっては、履歴書等を事前に書面で徴し欠格事由に該当しないか等の確認を行う。</p>
5	<p>役員の選任等に関する書類について、次の不備が見受けられた。</p> <p>① 役員候補者確認書について、日付の記載がされていなかった者があった。</p> <p>② 役員の就任承諾書について、日付が記載されていない者があった。</p> <p>ついては、役員の選任等に関する書類について、選任の要件が客観的に確認できるよう適切な取扱いを行うこと。</p> <p>(法第43条及び第44条第4項、第5項) (審査基準第3の3(2)、4(2))</p>	<p>選任の要件が客観的に確認できるよう、日付の記入を確認する。</p>
6	<p>監事について、監事の全員が欠席している理事会があった。監事の役割の重要性を鑑みれば、実際に理事会に参加できない者は名目的、慣例的に選任されたとみなさざるを得ず、不相当である。</p> <p>ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。</p> <p>(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで) (審査基準第3の1(3))</p>	<p>理事会への出席については、可能となるよう調整する。</p>
7	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>ついては、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>なお、本件は前回も文書指摘しており、貴法人はその際「書面による同意の取得、又は理事会の議事録へその旨の記載を行う。」と回答さ</p>	<p>書面による同意又は理事会の議事録へその旨を記載する。</p>

	<p>れているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	
8	<p>会長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、会長の職務執行状況報告を令和4年度第1回理事会では事務局が報告を行い、令和4年度第3回理事会においては常務理事が行っていた。</p> <p>については、会長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を自ら理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第19条第4項)</p>	<p>会長及び常務理事それぞれが、自己の職務執行状況について報告する。</p>
9	<p>理事会の議事録について、出席した会長及び監事は議事録に署名し又は記名押印するところ、記名されていたが押印されていなかった。</p> <p>については、理事会の議事録について、出席した会長及び監事は署名又は記名押印すること。</p> <p>(法第45条の14)(規則第2条の17)</p> <p>(定款第29条第2項)</p>	<p>速やかに押印をお願いするとともに、今後、適切な記名押印に努める。</p>
10	<p>会長の変更(重任)登記が行われていなかった(変更日:令和5年6月26日)。</p> <p>については、変更から2週間以内に登記を行うこと。</p> <p>なお、本件は前回も口頭指摘しており、必ず改善すること。</p> <p>(法第29条第1項)(組合等登記令第3条第1項)</p>	<p>令和5年度末現在の資産の総額変更登記にあわせて、会長の重任登記を行うとともに、今後、会長が選任された際には、速やかに変更登記を行う。</p>